

◆◆豊橋善意銀行ひろば◆◆

I. 放送日 平成27年2月20日（金）放送分

今週の話題

- (1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告
- (2) 第13回チャリティー芸能祭（げいのうさい）開催のお知らせ
- (3) 豊橋善意銀行への寄付金等の税制控除について

(1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告

豊橋善意銀行寄付状況〔2月12日（木）～2月18日（水）分〕

○お金の寄付は、	合計	27件	140,622円
内訳			
自由預託金		6件	80,924円
指定預託金（東日本大震災義援金、他3件）		5件	23,536円
チャリティーボックス募金		15件	31,162円
誕生日献金		1件	5,000円

今週の主な寄付は、「建国記念奉祝歌謡大会」実行委員会様より、自由預託金として65,000円をお寄せいただきました。これは、2月11日水曜日、建国記念の日に開催されました、歌謡大会の参加者130名から、社会福祉のためにと500円ずつを集め、豊橋善意銀行にお寄せ頂いた物です。12日に、大会実行委員会会長らが豊橋善意銀行に直接お持ちいただきました。

○品物の寄付は、衣類、食品、アルミ缶、介護用品など、合わせて12件ありました。

(2) 第13回チャリティー芸能祭（げいのうさい）開催のお知らせ

豊橋善意銀行を通じて福祉施設などへ演芸慰問のボランティア活動を実施している団体、16団体が実行委員会となり、「第13回チャリティー芸能祭」が、3月8日（日）午前10時30分～午後3時30分に、豊橋市公会堂で開催されます。舞踊や民謡、和太鼓やフラダンスなど、様々な団体が出演し、日頃研鑽の芸を披露されます。

チケットは、大人子ども共通で1枚1,000円。出演団体や豊橋善意銀行事務局で取扱いをしております。なお、このチャリティー芸能祭での収益金は豊橋善意銀行に寄せられ、地域の福祉活動へと活用させていただきます。

また、このチャリティー芸能祭開催に合わせ、ロビーではミニチャリティーバザーを開催予定です。雑貨、洗剤などの日用品を取り揃えたミニバザーで、収益金は、豊橋善意銀行が行う地域の福祉活動へと活用させていただきます。

(3) 豊橋善意銀行への寄付金等の税制控除について

豊橋善意銀行は、昨年度から特定公益増進法人に認められておりますので、豊橋善意銀行に対する寄附金・預託金・維持会費等の支出に対して、個人の方では、確定申告を行う事によって、所得税等が還付される場合がございます。確定申告で、所得税などの還付を受ける手続きをするためには、豊橋善意銀行が発行した、「善意受領書」と、豊橋善意銀行が租税特別措置法の要件を満たしていることを、愛知県知事が証明する「税額控除に係る証明書」の写しが必要になります。

「善意受領書」につきましては、豊橋善意銀行にご寄附いただいた際に随時発行しお渡しさせていただいているもので、「租税控除に係る証明書」の写しは、豊橋善意銀行のホームページから印刷しご使用いただけるほか、豊橋善意銀行の窓口でもお渡しさせていただきます。

確定申告につきまして、詳しいお問い合わせは、お近くの税務署へお問い合わせください。

以上